

伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画（第2期）の概要

1 実施者及び協議会の名称

実施者：宮城県

協議会：伊豆沼・内沼自然再生協議会

2 対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生の対象となる区域

本自然再生事業の対象区域は、栗原市、登米市内の5つの流域を含めた伊豆沼・内沼流域（総面積5,265ha）とする。対象区域図を下图に示す。



(2) 自然再生の実施内容

<概要>

平成22年度に策定された伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画（第1期：計画期間10年）に基づき、豊かな自然の再生に向けてこれまで様々な事業を実施してきたが、令和元年度末で計画期間が終期を迎えることから、これまでの成果等を踏まえ、新たに令和2年度から10年間を計画期間とする第2期計画を策定し、在来生物の増殖・復元、エコトーンの新規創出、外来生物の防除等を実施することで、豊かな生物多様性と健全な水環境の回復を図り、人と自然が共生する伊豆沼・内沼を目指す。

<目標・効果>

第1期計画の取組により、復元した水生植物や、回復し始めたゼニタナゴやヌカエビの回復を継続的に促しつつ、まだ復元・回復していないカラスガイや沈水植物について、生息場所となるエコトーンを造成し、その回復を図る。また、植生の刈取り等適正な管理をすることで、開放水面を確保し、水質改善や浅底化の抑制を図る。具体的な取組みは下記の通り。

- ・ 在来生物の増殖・復元（継続）
- ・ エコトーン（移行帯）の新規創出（新規）
- ・ 外来生物（オオクチバス等）の防除（継続）
- ・ 水生植物の適正な管理（継続）
- ・ 流入・内部負荷抑制（継続）
- ・ 水管理・土地利用の最適化（継続・拡充）
- ・ 各取組によるモニタリング（目標生物の設定）と評価（拡充）